

平成31年3月29日
(2019年)

業 者 各 位

契 約 課

入札参加者が1者の場合の取扱いについて（お知らせ）

本市企業局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務の一般競争入札において、入札参加者が1者の場合には入札を取りやめることとしていますが、2回目以降の入札については次のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

入札	取扱い	備 考
1回目	入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。	公告において「入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。」旨を記載する。
2回目以降	入札参加者が1者の場合でも入札を有効とする。	公告において「入札参加者が1者の場合も、入札を有効なものとする。」旨を記載する。 ただし、公告において「入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。」旨を記載した場合は、入札を取りやめる。

適用時期 平成31年4月1日以降の公告分から